

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.005

処 分 名	道路の占用の変更の許可
処 分 の 概 要	道路占有者は、道路の占用を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 32 条 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）第 8 条
審 査 基 準	変更内容が「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に基づき、次の要件を満たす変更か、道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。 1 工事等施工後の道路が道路本来の機能を阻害しない範囲であること。 2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。 3 申請者に工事等を施工する能力があること。 4 工事等の内容、設計、施工方法が「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に適合すること 上記の要件を満たす変更に限り、軽易な変更と認められ変更内容の差し替えで対応できるか、大幅な変更があり、従前の道路占用許可書を取下げ再度申請を受け付ける必要があるか判断する。
標準処理期間	20 日（他の道路管理者及び交通管理者の協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■道路法

(道路の占用の許可)

第32条

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

■道路法施行令

(道路の占用の軽易な変更)

第8条

法第三十二条第二項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 1 占用物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。
- 2 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であつて、当該道路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。